第５章　選定項目ごとの
調査、予測及び評価手法

第５章　選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

5-1 大 気 質

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="8">大気質</td><td>窒素酸化物及び二酸化窒素
（NO_x、NO_2）</td><td>「二酸化窒素に係る環境基準について」に準拠する</td><td rowspan="7">１.調査地域
事業の実施により大気汚染物質濃度に変化が想定される地域とし、計画地及びその周辺とする

２.調査地点
計画地周辺の土地利用・地形等の環境を代表する地点として計画地内1地点（一般環境）
また、工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の主要な走行経路になると想定される主要幹線道路沿い1地点（沿道環境）</td><td rowspan="7">１.調査時期及び回数
既存の調査資料との比較検討を行うため、年間の大気の状況が把握できる時期とし、各季1回計4回

２.調査期間
・7日間測定
（窒素酸化物、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素及び気象）
・1ヶ月間測定
（粉じん（降下ばいじん））
・24時間測定
（有害物質）</td><td rowspan="3">下記の既存測定データの1時間値を過去10ヶ年分収集、整理する
・一般環境大気測定局「幸手測定局」</td></tr>
<tr><td>二酸化硫黄
（SO_2）</td><td rowspan="2">「大気の汚染に係る環境基準について」に準拠する</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質
（SPM）</td></tr>
<tr><td>炭化水素
（HC）</td><td>「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に準拠する</td><td>－</td></tr>
<tr><td>粉じん
（降下ばいじん）</td><td>ダストジャー法による</td><td>－</td></tr>
<tr><td>有害物質
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ</td><td>「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に準拠する</td><td>－</td></tr>
<tr><td>気象
（風向･風速、気温・湿度）</td><td>「地上気象観測指針」に定める方法に準拠し、風向・風速を測定する</td><td rowspan="2">下記の既存測定データの1時間値を過去10ヶ年分収集、整理する
・風向・風速
一般環境大気測定局「幸手測定局」
・日射量・放射収支量
一般環境大気測定局「環境科学国際センター測定局」</td></tr>
<tr><td>気象
（日射量・放射収支量）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地、道路等	位置	調査項目	選定理由等
大気質	①	計画地 （一般環境）	屏風集会所	大気質 窒素酸化物、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素、粉じん（降下ばいじん）、有害物質 気象 風向・風速、気温・湿度	計画地の中央付近に位置し、当該計画地の代表的な一般環境を把握する地点として設定
	②	主要地方道 松伏春日部関宿線 （沿道環境）	道路南西側		計画地周辺の主要幹線道路沿道であり、事業関係車両の主要走行経路上になると想定される地点

＜現地調査計画地点図＞

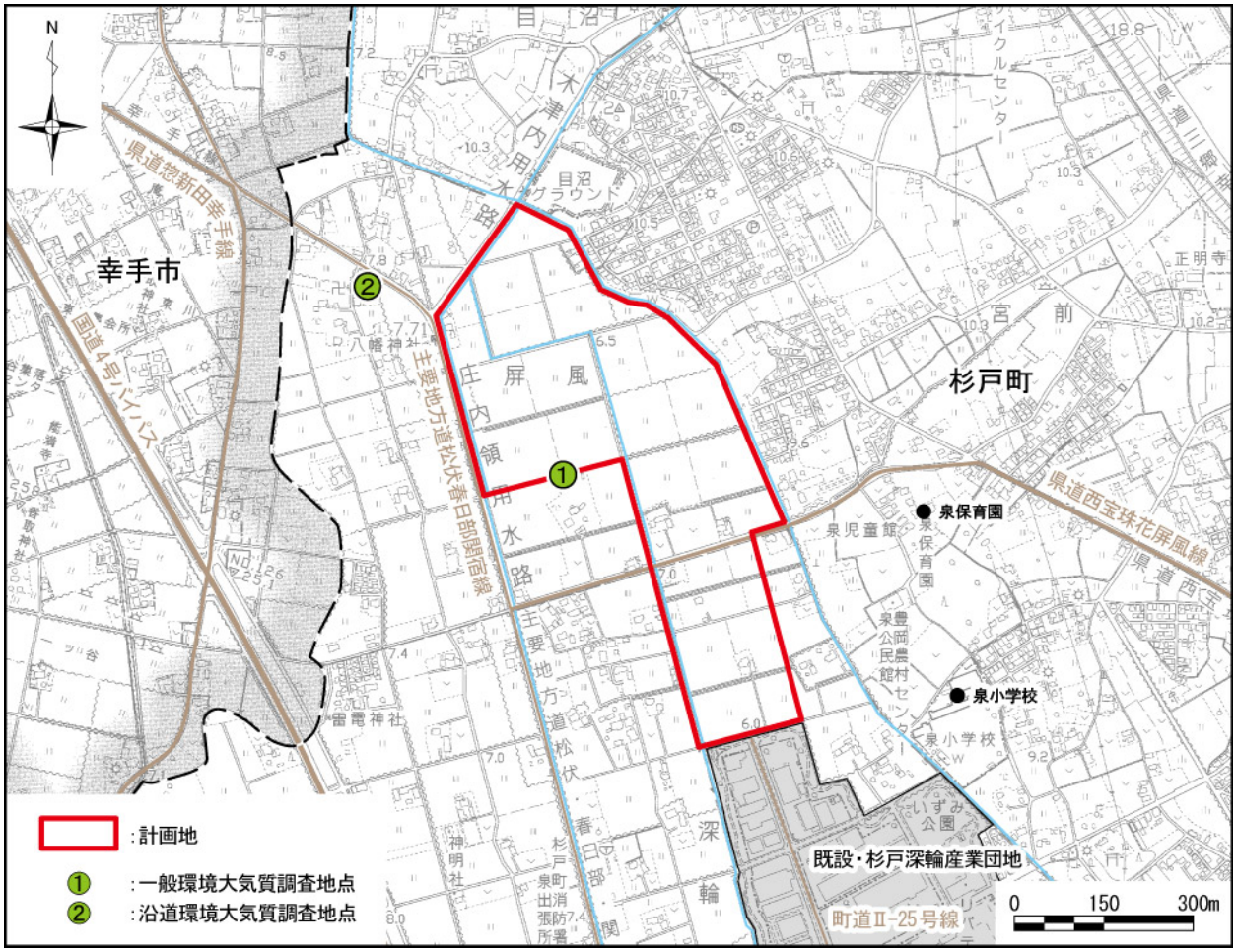

＜予測の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="6">工事による影響</td><td rowspan="2">建設機械の稼働</td><td>二酸化窒素</td><td>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度（長期平均濃度）の変化</td><td rowspan="2">1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
予測地域全域とし、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とする</td><td rowspan="2">建設機械の稼働台数が最大となる時期とする</td><td rowspan="2">工事計画から建設機械の種類、稼働台数等を設定し、プルーム式、パフ式を基本とした拡散モデルにより予測する</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度（長期平均濃度）の変化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資材運搬等の車両の走行</td><td>二酸化窒素</td><td>資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度</td><td rowspan="3">1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
工事時の資材運搬等の車両の主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した地点とする</td><td rowspan="3">資材等の運搬に用いる車両の走行台数が最大となる時期とする</td><td rowspan="2">工事計画から関係車両の走行台数等を設定し、プルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>粉じん
（降下ばいじん）</td><td>盛土運搬車両の走行に伴う土粒子の飛散の状況</td><td>工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案した定性的な予測とする</td></tr>
<tr><td>建設機械の稼働・造成等の工事</td><td>粉じん
（降下ばいじん）</td><td>建設機械の稼働及び盛土・掘削等の土工事に伴う降下ばいじん量</td><td>1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とする</td><td>造成工事の最盛期とする</td><td>「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」平成11年、面整備事業環境影響評価研究会/建設省都市局）に基づく降下ばいじん量を算出する方法により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働造成等の工事</td><td colspan="4">・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する
・建設機械の整備を適切に実施し、排出ガスの発生抑制に努める
・建設機械の不必要な空吹かしや過負荷運転の抑制を指導する
・造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、強風時の散水、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td colspan="4">・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める
・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車を採用する
・資材運搬等の車両の不必要な空吹かしの抑制やアイドリングストップの励行を指導する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="11">存在・供用による影響</td><td rowspan="5">施設の稼働</td><td>二酸化窒素</td><td>施設の稼働による二酸化窒素の大気中の濃度</td><td rowspan="5">1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とする</td><td rowspan="10">進出企業の施設の稼働が概ね定常状態に達した時期とする</td><td rowspan="5">進出企業の業種を想定した上で規制基準値等から排出条件を設定し、拡散モデルにより予測する
なお、有害物質等については、今後決定する進出企業の業種の特性に応じて予測項目を設定する</td></tr>
<tr><td>二酸化硫黄</td><td>施設の稼働による二酸化硫黄の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>施設の稼働による浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>炭化水素</td><td>施設の稼働による炭化水素の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>有害物質</td><td>施設の稼働による有害物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td rowspan="6">自動車交通の発生</td><td>二酸化窒素</td><td>供用時の関係車両の走行に伴う二酸化窒素の大気中の濃度</td><td rowspan="6">1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した地点とする</td><td rowspan="6">進出企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の発生集中交通量を設定し、大気拡散モデル（プルーム式及びパフ式を基本）により予測する
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>供用時の関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>炭化水素</td><td>供用時の関係車両の走行に伴う炭化水素の濃度</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）他</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働</td><td colspan="4">・各進出企業の施設に対しては、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に定める規制基準の遵守を求める</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td><td colspan="4">・進出企業に低公害車導入の指導、啓発を図っていく</td></tr>
</table>

5-2 騒音・低周波音

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">騒音</td><td>環境騒音
(LA_5、LAeq)</td><td rowspan="2">「騒音に係る環境基準について」に準拠する</td><td>１.調査地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、計画地内又は境界周辺とする

２.調査地点
計画地の環境騒音の状況を代表する箇所のうち、住居地域や学校等保全対象の分布を考慮した4地点とする</td><td>平日の代表的な1日（24時間）</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する

・埼玉県騒音調査結果
・杉戸深輪産業団地環境影響評価事後調査結果報告書（平成25年1月、埼玉県企業局）</td></tr>
<tr><td>道路交通騒音
（LAeq）</td><td>１.調査地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、計画地の周辺とする

２.調査地点
工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の主要な走行経路になることが想定される2地点とする</td><td>平日の代表的な日及び休日の代表的な日
各1日（24時間）</td></tr>
<tr><td>低周波音</td><td>低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月、環境庁）に準拠する</td><td>１.調査地域
事業の実施により低周波音の影響が想定される地域とする

２.調査地点
住居地域や学校等保全すべき対象等を考慮し、騒音と同一の4地点とする</td><td>平日の代表的な1日（24時間）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>交通量</td><td>車種別･方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録する</td><td>１.調査地域
道路交通騒音の調査地域と同じとする

２.調査地点
道路交通騒音と同じ2地点とする</td><td>平日及び休日（各24時間）
（道路交通騒音測定と同時とする）</td><td>下記の既存測定データを収集、整理する

・平成22年度道路交通センサス</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地道路	現況			調査項目				選定理由等
			道路構造	車線数	保全対象	環境騒音	交通騒音	低周波音	交通量	
環境騒音・低周波音	①	計画地北部	－	－	住宅	○	－	○	－	計画地の北部で住居が密集して存在する箇所
	②	計画地東部	－	－	住宅	○	－	○	－	計画地の東部で住居が密集して存在する箇所
	③	計画地南東部	－	－	住宅、泉小学校	○	－	○	－	計画地の南東で住居及び学校が存在し、隣接する杉戸深輪産業団地の影響把握に適した箇所
	④	計画地南西部	－	－	住宅	○	－	○	－	計画地の西側で住居が存在する箇所
道路交通騒音・交通量	⑤	主要地方道松伏春日部関宿線	平面	2	住宅	－	○	－	○	工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道
	⑥	主要地方道松伏春日部関宿線	平面	2	住宅	－	○	－	○	工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道

＜現地調査計画地点図＞

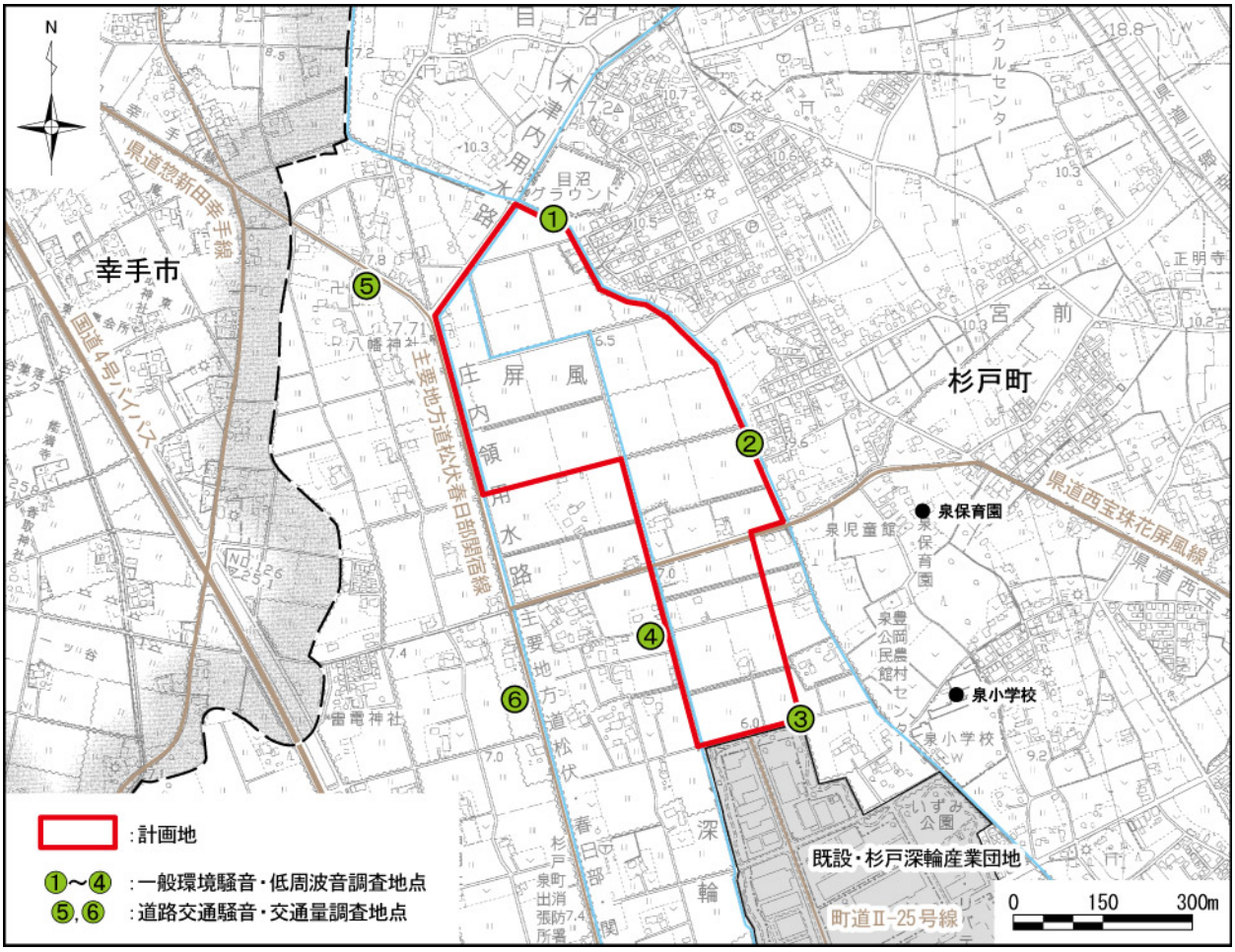

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td>建設機械の稼働</td><td rowspan="2">騒音</td><td>建設機械の稼働による環境騒音の音圧レベル(LA5)の状況</td><td>１.予測地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする

２.予測地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の計画地境界上の4地点とする</td><td>建設機械の稼働台数が最大となる時期とする</td><td>事業により発生する音圧レベルを把握し、日本音響学会により提案された建設工事騒音の工種別予測法「ASJ CN-model 2007」を用いて予測する</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音の音圧レベル（LAeq）の状況</td><td>１.予測地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする

２.予測地点
工事時の資材運搬等の車両の主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮し、現地調査と同様の2地点とする</td><td>資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする</td><td>工事計画により資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJ RTN-model 2008」を用いて予測する
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）
「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）による規制基準
「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働</td><td colspan="4">・建設機械については、低騒音型の機械の使用に努める
・建設機械の不必要な空吹かしや過負荷運転の抑制、アイドリングストップの励行を指導する
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける
・建設機械の整備、点検を適切に実施する
・住居等に近い箇所で行う工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td colspan="4">・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める
・資材運搬等の車両の不必要な空吹かしの抑制やアイドリングストップの励行を指導する
・資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">存在・供用による影響</td><td rowspan="2">施設の稼働</td><td>騒音</td><td>施設の稼働による音圧レベル(LAeq)の状況</td><td>１.予測地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする
２.予測地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の計画地境界上の4地点とする</td><td rowspan="2">供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>進出企業の業種を想定し、事業実施により発生する音圧レベルを把握し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬式を用いて予測する</td></tr>
<tr><td>低周波音</td><td>低周波音圧レベルの変化の程度</td><td>１.予測地域
調査地域と同様とする
２.予測地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の計画地境界上の4地点とする</td><td>進出企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の低周波音の発生源を設定し、伝搬式を用いて予測する</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td><td>騒音</td><td>供用時の自動車交通による道路交通騒音の音圧レベル(LAeq)の状況</td><td>１.予測地域
事業の実施により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする
２.予測地点
供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮し、現地調査と同様の2地点とする</td><td>供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>進出企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の関係車両の走行台数を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJ RTN-model 2008」を用いて予測する
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）
「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）による規制基準
「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働</td><td colspan="4">・各進出企業に対しては、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）で定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td><td colspan="4">・進出企業に低公害車導入の指導、啓発を図っていく</td></tr>
</table>

5-3 振 動

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">振動</td><td>環境振動
（L10）</td><td rowspan="2">「振動レベル測定法」（JIS Z 8735）及び「振動規制法施行規則」に準拠し24時間測定する</td><td>１.調査地域
事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、計画地内又は境界周辺とする

２.調査地点
計画地の振動の状況を代表する箇所のうち、住居地域や学校等保全対象の分布を考慮した4地点とする</td><td>平日の代表的な1日（24時間）（環境騒音測定と同時とする）</td><td rowspan="2">・杉戸深輪産業団地環境影響評価事後調査結果報告書（平成25年1月、埼玉県企業局）</td></tr>
<tr><td>道路交通振動
（L10）</td><td>１.調査地域
事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域とし、計画地の周辺とする

２.調査地点
工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の主要な走行経路になることが想定される2地点とする</td><td>平日の代表的な日及び休日の代表的な日各1日（24時間）（道路交通騒音測定と同時とする）</td></tr>
<tr><td>地盤卓越振動</td><td>「道路環境影響評価の技術手法」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に定める測定方法により大型車の単独走行10台について測定する</td><td>道路交通振動の調査地点と同様とする</td><td>2地点で各1回</td><td>－</td></tr>
<tr><td>交通量</td><td colspan="4">（ 騒音の「交通量」と同じ ）</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地道路	現況			調査項目			選定理由等
			道路構造	車線数	保全対象	環境振動	交通振動	交通量	
環境振動	①	計画地北部	－	－	住宅	○	－	－	計画地の北部で住居が密集して存在する箇所
	②	計画地東部	－	－	住宅	○	－	－	計画地の東部で住居が密集して存在する箇所
	③	計画地南東部	－	－	住宅、泉小学校	○	－	－	計画地の南東で住居及び学校が存在し、隣接する杉戸深輪産業団地の影響把握に適した箇所
	④	計画地南西部	－	－	住宅	○	－	－	計画地の西側で住居が存在する箇所
道路交通振動・地盤卓越振動数	⑤	主要地方道松伏春日部関宿線	平面	2	住宅	－	○	○	工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道
	⑥	主要地方道松伏春日部関宿線	平面	2	住宅	－	○	○	工事時における資材運搬等の車両及び供用時に関係車両の走行が想定される幹線道路の沿道

＜現地調査計画地点図＞

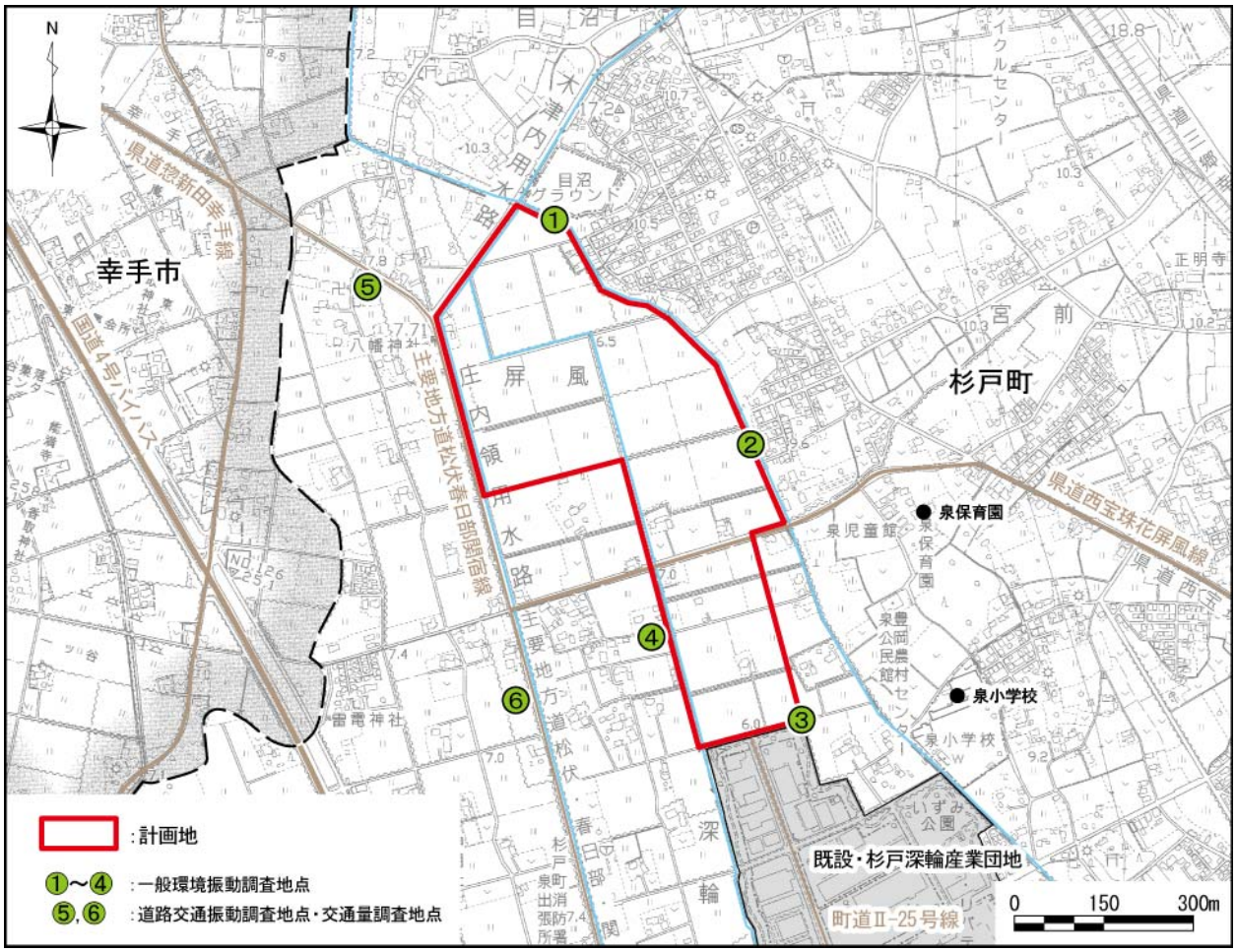

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td>建設機械の稼働</td><td rowspan="2">振動</td><td>建設機械の稼働による振動レベル(L_{10})の状況</td><td>1.予測地域
事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする

2.予測地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の計画地境界上の4地点とする</td><td>建設機械の稼働台数が最大となる時期とする</td><td>事業による発生する振動レベルを把握し、伝搬式又は実測値等に基づく予測式等により行う</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル(L_{10})の状況</td><td>1.予測地域
事業の実施により振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする

2.予測地点
工事時の資材運搬等の車両の主要な走行経路上とし、住居等保全すべき対象等及び土地利用等を考慮し、現地調査と同様の2地点とする</td><td>資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする</td><td>工事計画により資材運搬等の車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）による道路交通振動の予測式により行う
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「振動規制法」（昭和51年法律第64号）による規制基準
「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働</td><td colspan="4">・建設機械については、低振動型の機械の使用に努める
・建設機械の不必要な空吹かしや過負荷運転の抑制、アイドリングストップの励行を指導する
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける
・建設機械の整備、点検を適切に実施する</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td colspan="4">・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める
・資材運搬等の車両の不必要な空吹かしの抑制やアイドリングストップの励行を指導する
・資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用による影響</td><td>施設の稼働</td><td rowspan="2">振動</td><td>施設の稼働による振動レベル(L_{10})の状況</td><td>1.予測地域
事業の実施に伴い振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする

2.予測地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の計画地境界上の4地点とする</td><td>供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>進出企業の業種を想定し、事業実施により発生する振動レベルを把握し、伝搬式、その他実測値等に基づく予測式等により行う</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td><td>供用時の自動車交通による振動レベル(L_{10})の状況</td><td>1.予測地域
事業の実施に伴い振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする

2.予測地点
供用時の関係車両の走行が想定される主要な走行経路のうち、住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査と同様の2地点とする</td><td>供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>進出企業の業種を想定し、各種資料等を用いて業種毎の関係車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）による道路交通振動の予測式により行う
なお、予測条件の設定に当たっては、圏央道等計画道路の供用状況及び既存産業団地の関係車両の走行も考慮する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「振動規制法」（昭和51年法律第64号）による規制基準
「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働</td><td colspan="4">・各進出企業に対しては、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）で定める規制基準を遵守させるよう指導する</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td><td colspan="4">・進出企業に過積載の防止について指導、啓発を図っていく</td></tr>
</table>

5-4 悪 臭

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">悪臭</td><td>臭気指数
特定悪臭物質
（22物質）</td><td>悪臭防止法に定める方法に準拠する

・臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表14の備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」（平成14年埼玉県告示第604号）に定める測定方法による
・特定悪臭物質は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める測定方法による</td><td rowspan="2">１.調査地域
事業の実施により悪臭の変化が想定される地域とし、計画地周辺とする

２.調査地点
住居地域や学校等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した計画地境界上の2地点とする</td><td rowspan="2">気温が高く悪臭の影響が出やすい夏季と、それ以外の時期として冬季を選定、年2回</td><td rowspan="2">・杉戸深輪産業団地環境影響評価事後調査結果報告書（平成25年1月、埼玉県企業局）</td></tr>
<tr><td>気象（調査時の地上における風向･風速、気温・湿度）</td><td>簡易風向・風速計及び乾湿度計による方法</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地等	位置	調査項目	選定理由等
悪臭	①	計画地北部	計画地の北側境界位置	臭気指数 特定臭気物質 気象	冬季の北西寄りの風を考慮した計画地風上側での悪臭を代表する地点で、近傍に住居が多く分布する位置また、南寄りの風が卓越する際、計画地の風下側の悪臭を代表する地点として設定
	②	計画地南部	計画地の南東側境界位置		北寄りの風を考慮した計画地風下側での悪臭を代表する地点で、住居及び近傍に小学校が位置する付近として設定 また、南寄りの風の際、隣接する杉戸深輪産業団地の影響を把握するのに適した箇所として設定

＜現地調査計画地点図＞

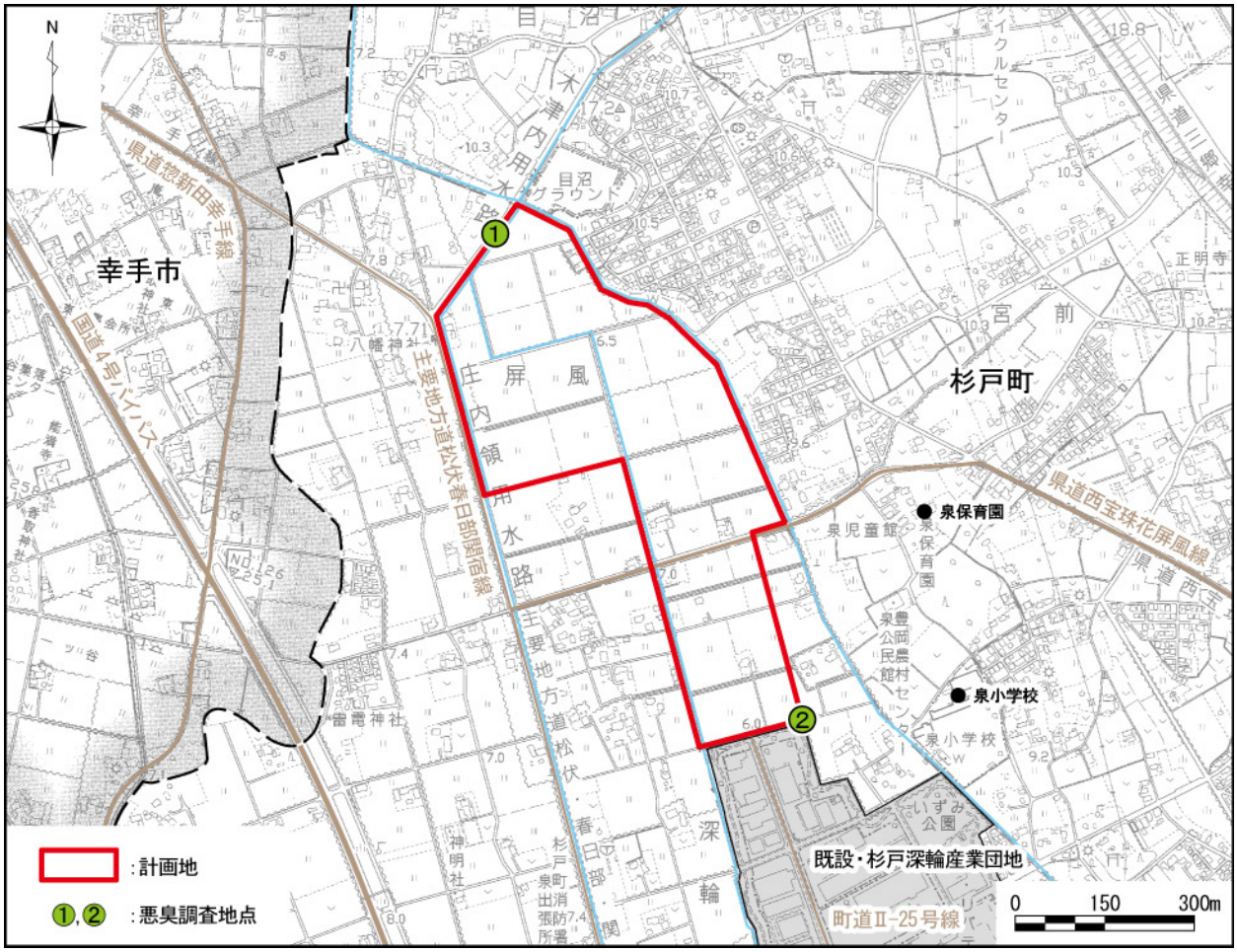

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>存在・供用による影響</td><td>施設の稼働</td><td>悪臭</td><td>施設の稼働に伴う臭気指数の変化

特定悪臭物質濃度については、今後決定する進出企業の業種の事業特性に応じて予測項目を設定する</td><td>1.予測地域
事業の実施に伴い悪臭の変化が想定される地域とし､調査地域と同様とする

2.予測地点
計画地境界上の2地点とする</td><td>供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>類似事例を参考に、進出企業の業種を想定したうえで規制値等から悪臭の排出条件を設定し、臭気指数（濃度）を求める方法により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の悪臭に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「悪臭防止法（昭和46年法律第91号）による規制基準」
「埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準」</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働</td><td colspan="4">・各進出企業に対して「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）による規制基準を遵守させる
また、必要に応じて脱臭対策の徹底等、未然の公害発生防止に努めるよう指導する</td></tr>
</table>

5-5 水 質

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">水質</td><td>浮遊物質量
（ＳＳ）</td><td rowspan="2">「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法による</td><td rowspan="4">１.調査地域
事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、計画地からの工事時・供用時の排水放流先である排水路とする

２.調査地点
計画地からの排水及び濁水の流入が考えられる排水路のうち、計画地の境界付近とその下流側地点の2地点、並びに排水の影響がある排水路が合流する水路の直上側１地点の計3地点とする</td><td rowspan="4">年間の水質及び流量等の変化を考慮して年4回及び降雨時2回</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する
・公共用水域水質測定結果
（中川、江戸川）
・降雨量等
最寄りの地域気象観測所の観測値
（久喜観測所を予定）</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度
（ｐＨ）</td></tr>
<tr><td>流速、流量</td><td>流速は流速計による方法、流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法による</td><td>－</td></tr>
<tr><td>土壌特性</td><td>調査地点より土壌を採取し、室内試験（沈降試験）を行う</td><td>計画地内の3地点とする</td><td>試料採取に適した時期に1回</td><td>－</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象箇所（地点位置）	調査項目	選定理由等
水質	①	計画地中央を流れる排水路 計画地の下流側（計画地の南端の位置）	水　質：SS、pH 流量等：流速、流量	工事時及び供用時の調整池排水の排出先として計画されている水路である
	②	計画地中央を流れる排水路 計画地の下流側（他の幹線水路との合流前の位置）	水　質：SS、pH 流量等：流速、流量	地点①からの排水が、杉戸深輪産業団地南端の用水に合流する前の箇所地点①との間に農排水等の流入がある
	③	計画地中央を流れる排水路 計画地からの排水路が合流する幹線水路（合流点上流側）	水　質：SS、pH 流量等：流速、流量	地点①、②を流下した調整池排水が排出される排水路
土壌	④ ⑤ ⑥	計画地内で土工事が予定される箇所	土壌沈降試験	土地利用状況及び分布を考慮し、資材置場となっている盛土地1箇所及び農用地（水田）2箇所を設定

＜現地調査計画地点図＞

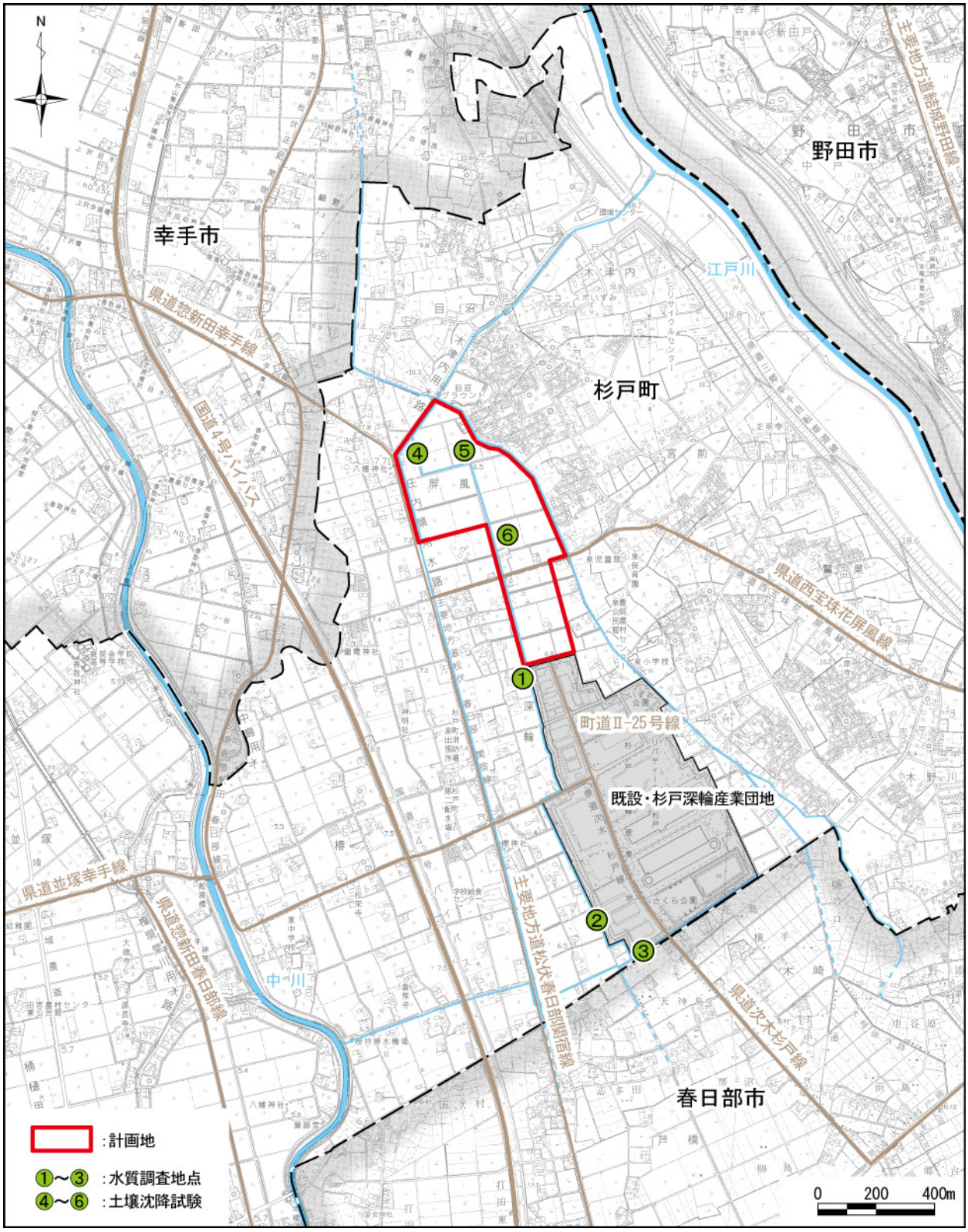
N
幸手市
野田市
杉戸町
春日部市
江戸川
中ノ川
県道惣新田幸手線
国道4号バイパス
県道西宝珠花屏風線
町道Ⅱ-25号線
既設・杉戸深輪産業団地
県道並塚幸手線
県道惣新田春日部線
主要地方道松伏春日部関宿線
県道次木杉戸線
主要地方道結城野田線
:計画地
①～③ :水質調査地点
④～⑥ :土壌沈降試験
0 200 400m

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td>造成等の工事</td><td>浮遊物質量</td><td>工事の実施による浮遊物質量の環境中の濃度の状況</td><td>１.予測地域
浮遊物質量の変化が把握できる範囲として、調査地域と同様とする

２.予測地点
雨水排水放流先の排水路で調査地点の上流側2地点とする</td><td>造成中の面積が最大となる時期とする</td><td>工事時の雨水排水の影響について、濁水発生防止対策を考慮した定性的な予測とする</td></tr>
<tr><td>造成等の工事（コンクリート工事）</td><td>水素イオン濃度</td><td>工事の実施による環境中の水素イオン濃度の状況</td><td>１.予測地域
水素イオン濃度の変化が把握できる範囲として、調査地域と同様とする

２.予測地点
雨水排水放流先の排水路で調査地点の上流側2地点とする</td><td>コンクリート工事中とする</td><td>工事時の雨水排水等の影響について、濁水発生防止対策及びアルカリ排水防止対策を考慮した定性的な予測とする</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="4">○回避・低減に係る評価
水環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の水質汚濁に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成等の工事</td><td colspan="4">・濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する
・必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる
・造成箇所は速やかに転圧等を施す
・コンクリート製品を使用する場合はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を控える</td></tr>
</table>

5-6 水 象

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">水象</td><td>河川（排水路）の流量、流速</td><td>流量、流速は水質調査に準じる</td><td rowspan="3">1.調査地域
造成地の存在等により、地表水の流出、地下浸透に影響を及ぶおそれがあると認められる地域とする

2.調査地点
計画地の地表水が流下する排水路2箇所
（水質調査①,②地点）</td><td>年間の水質及び流量等の変化を考慮して年4回(水質調査時に実施する)
降雨時の流量調査は降雨前から降雨後24時間程度1回</td><td rowspan="3">下記の既存測定データを収集、整理する
・降雨量等
最寄りの地域気象観測所の観測値（久喜観測所を予定）
・地表面などの状況
土地分類基本調査
地形分類図及び表層地質図
・洪水等災害の履歴
杉戸町地域防災計画
・地下水の水位水脈
既存のボーリング調査資料（孔内水位、水理地質構造）</td></tr>
<tr><td>地表面の状況、土地利用</td><td>地表面などの状況のうち、植生の状況については、植生調査結果による
土地利用は地形図及び現地目視確認による方法</td><td>－</td></tr>
<tr><td>降水量の状況</td><td>気象官署の観測値または雨量計による観測を行う</td><td>－</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地（地点位置）	調査項目	選定理由等
河川(排水路)の流量、流速	①	計画地中央を流れる排水路計画地の下流側（計画地の南端の位置）	流量等：流速、流量	工事時及び供用時の調整池排水の排出先として計画されている水路である
	②	計画地中央を流れる排水路計画地の下流側（他の幹線水路との合流前の位置）	流量等：流速、流量	地点①からの排水が、杉戸深輪産業団地南端の用水に合流する前の箇所地点①との間に農排水等の流入がある

注）①,②の地点位置は、水質の現地調査計画地点図のとおり。

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用による影響</td><td>造成地の存在・施設の存在</td><td>地表水の流れの変化</td><td>浸透能（又は流出係数）の変化
排水路流量、水位の変化</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
調査地点と同様とする</td><td rowspan="2">供用後、各進出企業の施設が概ね完成した時期とする</td><td>現地調査結果、造成計画による土地利用の変化（地表面性状）、一般的な知見を考慮した定性的な予測とする</td></tr>
<tr><td>造成地の存在</td><td>地下水の水位及び水脈</td><td>造成地の存在による地下水位の変化の程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
調査地点と同様、地下水位への影響が想定される地点とする</td><td>地下水位及び地質構造等の調査結果等、造成計画等を考慮した定性的な予測とする</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
水象（地表水の流れ、地下水位及び水脈）に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
杉戸町環境基本計画等により定められた地下水の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成地の存在
施設の存在</td><td colspan="4">・緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する</td></tr>
</table>

5-7 土 壌

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">土壌汚染</td><td>土壌汚染物質濃度
（土壌の汚染に係る環境基準27項目）</td><td>「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定められた方法による</td><td rowspan="2">１.調査地域
事業の実施により土壌の攪乱が想定される地域とし、計画地内とする

２.調査地点
計画地内の3地点
（調査位置は既往の土壌調査位置も考慮して選定する）</td><td rowspan="2">試料採取に適した時期に1回実施する</td><td rowspan="2">下記の資料等から土地の利用履歴、土壌汚染の有無等を整理する

・過去の空中写真等
・既往の土壌調査結果資料</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に定められた方法による</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	番号	対象地	調査項目	選定理由等
土壌	①	雑種地（盛土）	土壌環境基準27項目 ダイオキシン類	改変が想定される計画地内のうち、盛土の箇所現在、資材置場として利用されている
	②	水田		改変が想定される計画地内北部の農用地
	③	水田		改変が想定される計画地内中央付近の農用地

＜現地調査計画地点図＞

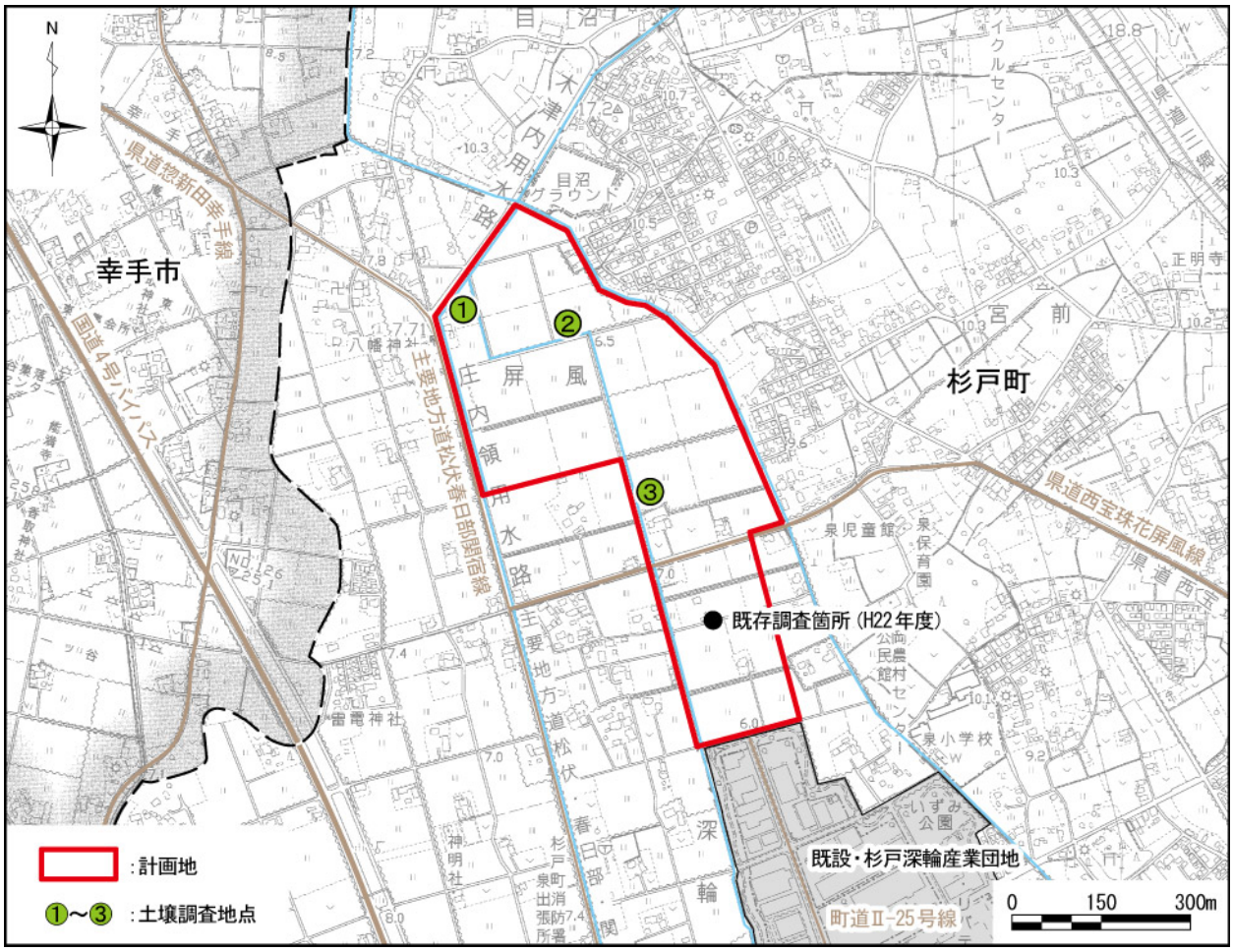

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</td><td rowspan="2">環境要素</td><td colspan="4">予測の手法</td></tr>
<tr><td>予測内容</td><td>予測地域･予測地点</td><td>予測対象時期等</td><td>予測方法</td></tr>
<tr><td>工事による影響</td><td>造成等の工事</td><td>土壌環境</td><td>土壌中の汚染発生の可能性及びその程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地点は、調査地点と同様とする</td><td>工事の実施期間とする</td><td>事業による土地の掘削･移動等の状況に把握し、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
土壌への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の土壌汚染に係る基準、土壌の保全に係る計画等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成等の工事</td><td colspan="4">・汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）に基づき、適切に処理を行う
・汚染土を搬入することが無いように、搬入土を適切に管理する</td></tr>
</table>

5-8 地 盤 沈 下

＜調査手法＞

調査は、既存資料及び類似事例の調査を基本とする。

これらの既存資料等の調査の結果、現地調査が必要と判断される場合は、追加実施する。

調査内容・項目		調査方法		調査地域等
		類似事例調査	既存資料調査	
地盤沈下	地盤沈下の範囲及び沈下量等の状況	「杉戸深輪産業団地」における下記の情報を事業管理者から聴取、収集する ・事業の実施における地盤沈下の状況 ・地盤沈下に対する環境保全対策	下記の既存測定データを収集・整理する ・「埼玉県地盤沈下調査報告書」の測定データ ・県市における沈下の履歴、発生状況に関する調査資料	調査地域は計画地及びその周辺とする また、計画地の南側に位置する「杉戸深輪産業団地」を類似事例として調査する
	地形、地質の状況	－	下記の資料を収集・整理する ・地形・地質の区分及び分布状況 ・計画地周辺の既存ボーリング調査資料	

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用による影響	造成地の存在	地盤沈下	軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度を予測する	1．予測地域 調査地域と同様とする 2．予測地点 地盤への影響を適切に把握できる地点とする	造成工事が完了した時期とする	地質構造等を考慮した圧密沈下の理論式等により予測する

評価の手法		
評　価	○回避・低減に係る評価 地盤への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする ○基準又は目標との整合に係る評価 地盤の保全に係る計画等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする	
環境の保全に関する配慮方針	造成地の存在	・工事中においては、地盤沈下量、変形等を観測する ・地盤性状に合わせた適切な工法を選定する

5-9 動 物

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査
聞き取り調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="6">動物</td><td>哺乳類</td><td>目視観察
夜間調査法
フィールドサイン法
トラップ法
無人撮影法</td><td>１.調査地域
計画地及び周辺200ｍの範囲を基本とする

２.調査地点
調査地域全域とする
無人撮影装置及び小型哺乳類を対象としたトラップは、樹林、草地に設置する</td><td>春季、秋季、冬季の3季</td><td rowspan="6">下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する
・周辺地区での既存環境調査資料
・埼玉県、杉戸町他近隣における動植物調査資料

計画地及びその周辺の動物の生息種及び生息環境等について、聞き取りを行う</td></tr>
<tr><td>鳥類</td><td>目視観察
ラインセンサス法
定点観察法</td><td>１.調査地域
計画地及び周辺200ｍの範囲を基本とする

２.調査地点
調査地域全域とする
ラインセンサスは主に農地及び屋敷林を通る2ルート、定点調査は調査地域を見渡せる箇所2地点程度とする</td><td>繁殖期（春季～初夏）2回、秋季（渡り）、冬季（越冬）の年4回</td></tr>
<tr><td>両生類
・
爬虫類</td><td>目視観察
任意採集</td><td>１.調査地域
計画地及び周辺200ｍの範囲を基本とする

２.調査地点
調査地域全域とする</td><td>春季、夏季、秋季の3季</td></tr>
<tr><td>昆虫類</td><td>任意採集
目視観察
トラップ法</td><td>１.調査地域
計画地及び周辺200ｍの範囲を基本とする

２.調査地点
調査地域全域とする
昆虫類を対象としたトラップは、樹林、草地に設置する</td><td>早春季、春季、初夏季、夏季、秋季の5季</td></tr>
<tr><td>魚類</td><td>捕獲調査</td><td rowspan="2">１.調査地域
事業の実施により水生生物の生息環境の変化が想定される地域とし、計画地内の用排水路とする

２.調査地点
調査地域のうち、計画地下流端と排水の影響のない上流端の各1地点、及び改変が想定される1地点とする</td><td rowspan="2">春季、夏季、秋季、冬季の4季</td></tr>
<tr><td>水生
昆虫・
底生
生物</td><td>任意採集
定量採集</td></tr>
</table>

注）動物の調査は、計画地から200ｍ以遠にあるが、当地域において特徴的と考えられる樹林地（計画地東側）も調査箇所に含めて現地調査を行う。

＜調査地点一覧＞

トラップ法、無人撮影法等の予め調査地点を決めて実施する調査における調査地点を以下に示す。

区分	調査方法	対象地・地点	選定理由等
哺乳類	トラップ法（シャーマントラップ） 無人撮影法	耕作地周辺の乾性草地及び湿性草地	計画地及びその周辺の代表的な環境である耕作地（水田、畑）環境におけるネズミ類等の小型哺乳類が把握できる地点を設定する
		樹林	計画地周辺の代表的な環境である樹林環境の小型哺乳類が把握できる地点を設定する
鳥　類	ラインセンサス	耕作地、樹林及び屋敷林	計画地及びその周辺の代表的な環境である耕作地、屋敷林及び樹林地の鳥類相が把握できるルートを設定する
	定点調査	耕作地、樹林及び屋敷林	耕作地、屋敷林及び樹林地の環境を中心に計画地及び周辺を見渡せる地点を設定する
昆虫類	トラップ法（ベイトトラップ、ライトトラップ）	耕作地周辺の乾性草地、湿性草地	計画地及びその周辺の代表的な環境である乾性草地や湿性草地環境の昆虫相が把握できる地点を設定する
		樹林	計画地周辺の代表的な環境である樹林環境の昆虫相が把握できる地点を設定する
魚類 水生昆虫 底生生物	捕獲、任意採集及び定量採集	用排水路 計画地上流	計画地の雨水排水等の放流先になる用排水路のうち、計画地から上流側の箇所を設定する
		用排水路 計画地内	計画地内の改変箇所となる地点を設定する
		用排水路 計画地下流	用排水路のうち、計画地の下流側の箇所を設定する

＜現地調査計画地点図＞

○トラップ法調査等

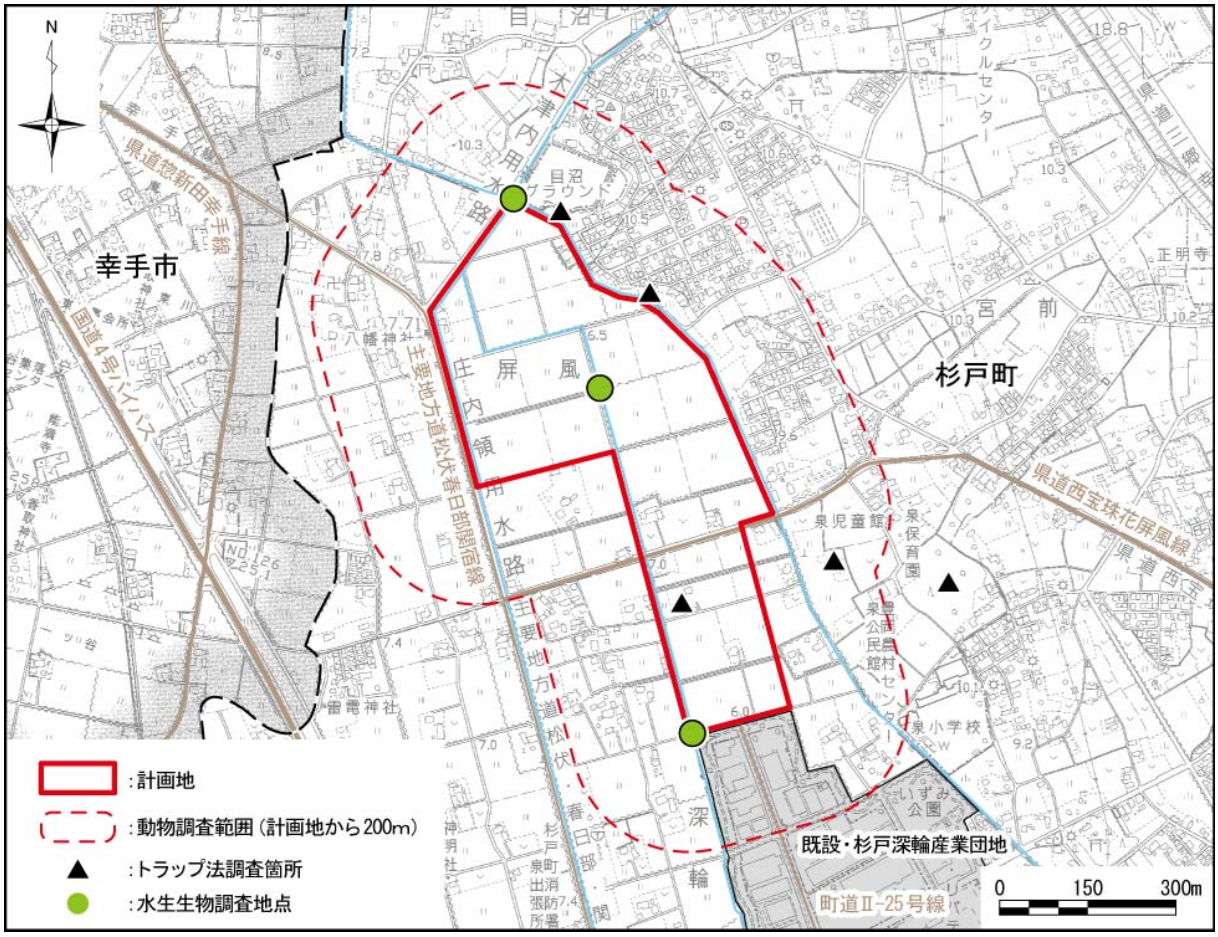

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td rowspan="2">建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両走行</td><td>動物相及び保全すべき種</td><td>直接的・間接的影響による動物相の概要及び注目すべき種の生息状況の変化の程度</td><td rowspan="2">1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地域全域とする</td><td rowspan="2">工事による影響が最大となる時期</td><td rowspan="2">・直接的影響は、事業計画及び保全対策による改変域を把握し、保全すべき種の生息域又は利用域と重ね合わせることにより改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により動物の生息状況の変化を予測する

・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td>注目すべき生息地</td><td>直接的・間接的影響による注目すべき生息地の変化の程度</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた動物の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働
造成等の工事
資材運搬等の車両走行</td><td colspan="4">・建設機械については、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械を使用するよう努める
・工事区域以外の湿性地にむやみに立ち入らない等、残存する生息・生育環境の保全に努める
・計画地内に保全すべき動物種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る
・工事中に発生する濁水については濁水や土砂流出防止対策を講じることにより、下流域の生物への影響の低減を図る</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用時の影響</td><td rowspan="2">造成地の存在</td><td>動物相及び注目すべき種</td><td>造成地の存在による動物相の概要及び注目すべき種の生息状況の変化の程度</td><td rowspan="2">１.予測地域
調査地域と同様とする

２.予測地点
予測地域全域とする</td><td rowspan="2">工事が完了した時期とする
また、環境保全措置を実施する場合には、一定期間経過した時期とする</td><td rowspan="2">・事業計画及び保全対策による改変域を把握し、注目すべき種の生息域又は利用域と重ね合わせることにより改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により動物の生息状況の変化を予測する</td></tr>
<tr><td>注目すべき生息地</td><td>造成地の存在による動物に係る注目すべき生息地の変化の程度</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され､又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた動物の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成地の存在</td><td colspan="5">・計画地内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持・管理を図り、動物の生息環境が保たれるよう努める
・注目すべき動物や生息地について環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置を検討する</td></tr>
</table>

5-10 植 物

＜調査手法＞

調査内容・項目		現地調査			文献調査 聞き取り調査
		調査方法	調査地域･調査地点	調査期間等	
植物	植物相	調査地域内を踏査し､出現するシダ植物以上の高等植物種を記録する方法とする。	１.調査地域 事業の実施により植物相に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺200ｍの範囲 ２.調査地点 調査地域全域とする	春季、夏季、秋季の3季	下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する ・周辺地区での既存環境調査資料 ・埼玉県、杉戸町他近隣における動植物調査資料 ・計画地及びその周辺の植物の生育種及び生育環境等について、聞き取りを行う
	植生	主要な植物群落に調査地点を設定し､ブラウンーブランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う 現地踏査による植生の判読と航空写真判読による植生分布の確認を行う	１.調査地域 事業の実施により植生に対する影響が想定される地域とし、計画地及び周辺200ｍの範囲 ２.調査地点 調査地域全域とする コドラートは植生区分ごとに2箇所程度設定する	田植え後の夏季及び色調で植生の種類が確認しやすい秋季1回	

＜調査地点一覧＞

区分	対象地	調査項目	選定理由等
植物	計画地及びその周辺200mの範囲並びに用排水路内	植物相	植物に対する影響が想定される範囲とし、動物の生息基盤となることも考慮して、計画地の周囲200mを設定する
植生	計画地及びその周辺200mの範囲	植　生	

＜現地調査計画範囲図＞

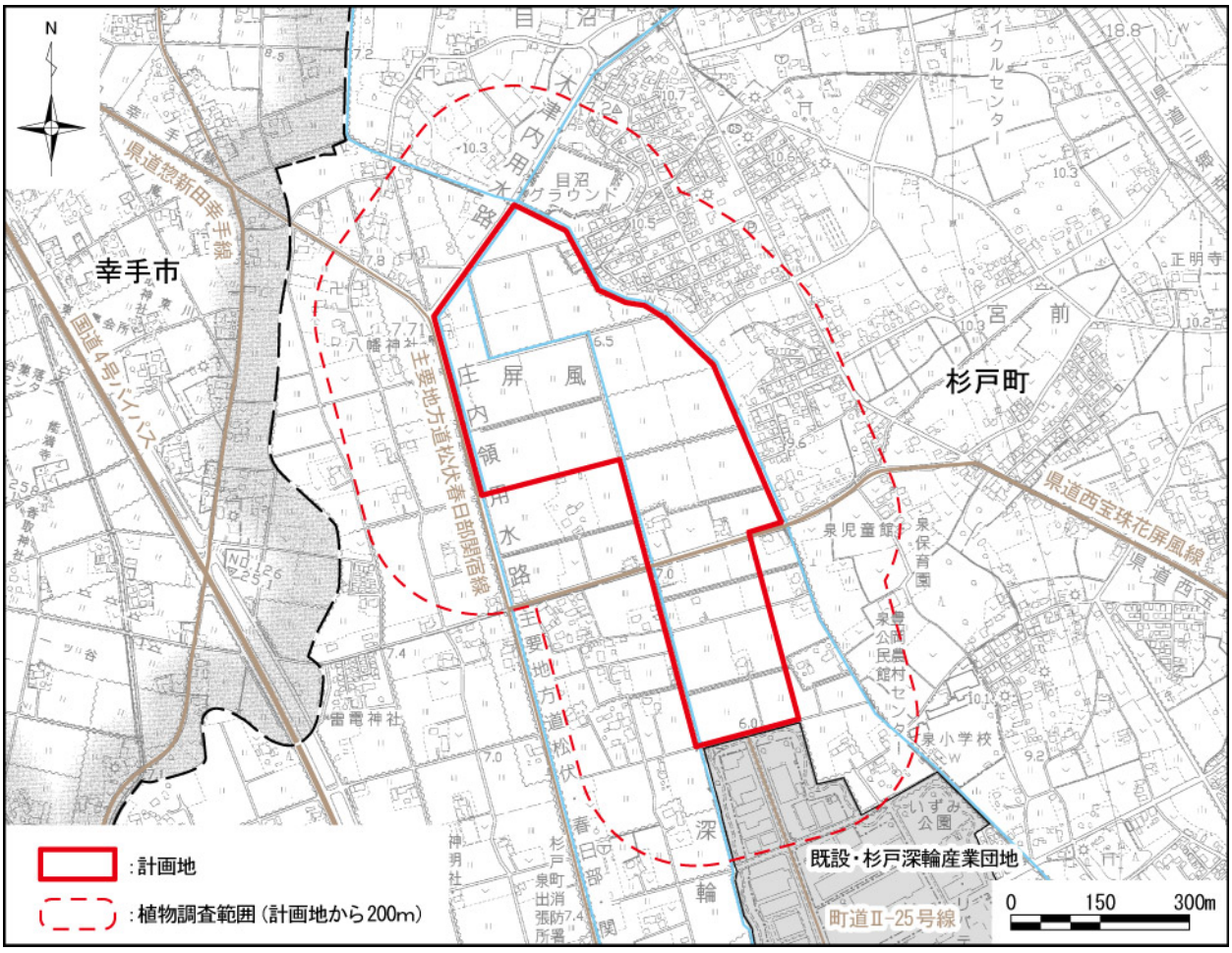

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td rowspan="2">造成等の工事</td><td>植物相及び保全すべき種</td><td>直接的・間接的影響による植物相の概要及び注目すべき種の変化の程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地点は、植物相については予測地域全域とし、注目すべき種については対象種の生育地とする</td><td rowspan="2">工事による影響が最大となる時期とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域等を把握し、調査結果と重ね合わせることにより改変の程度を予測する
その際、保全すべき種の保全上の重要度等に応じた結果の整理を行う
・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td>植生及び保全すべき群落</td><td>直接的・間接的影響による植生及び注目すべき群落の変化の程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地点は、植生については予測地域全域とし、注目すべき群落については対象の分布地とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域等を把握し、調査結果と重ね合わせることにより改変の程度を予測する
その際、植生の評価や保全すべき種及び群落の保全上の重要度等に応じた結果の整理を行う
・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた植物の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成等の工事</td><td colspan="5">・計画地周囲の緩衝緑地については、計画地周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う
・工事区域以外の湿性地にむやみに立ち入らない等、残存する生息・生育環境の保全に努める
・保全すべき植物については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用による影響</td><td rowspan="2">造成地の存在</td><td>植物相及び保全すべき種</td><td>直接的･間接的影響による植物相の概要及び保全すべき種の変化の程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地点は､植物相については予測地域全域とし､注目すべき種については対象種の生育地とする</td><td rowspan="2">工事が完了した時期とする
また、環境保全措置を実施する場合には、一定期間経過した時期とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域等を把握し、調査結果と重ね合わせることにより改変の程度を予測する
その際、保全すべき種の保全上の重要度等に応じた結果の整理を行う
・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td>植生及び保全すべき群落</td><td>直接的･間接的影響による植生及び保全すべき群落の変化の程度</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地点は､植生については予測地域全域とし、注目すべき群落については対象の分布地とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域等を把握し、調査結果と重ね合わせることにより改変の程度を予測する
その際、植生の評価や保全すべき種及び群落の保全上の重要度等に応じた結果の整理を行う
・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた植物の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成地の存在</td><td colspan="5">・計画地内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持・管理を図る
・移植等環境保全措置を実施した場合には、モニタリング調査により保全すべき植物の生育状況を確認し、必要に応じて、追加の措置の検討を行う</td></tr>
</table>

5-11 生 態 系

＜調査手法＞

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域･調査地点	調査期間等	
生態系	地域を特徴づける生態系	前項の動物、植物の調査結果を整理することにより行う また、必要に応じその他の既存資料の収集又は追加の現地調査を行う	1．調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、計画地及び周辺200mの範囲とする 2．調査地点 調査地域全域とする	前項の動物、植物調査に準じる	－

＜調査地点一覧＞

区分	対象地	調査項目	選定理由等
生態系	調査地域全域	地域を特徴づける生態系	計画地及びその周辺において、生態系に対する影響が想定される地域とし、計画地の周囲200mの範囲を設定する

＜現地調査計画範囲図＞

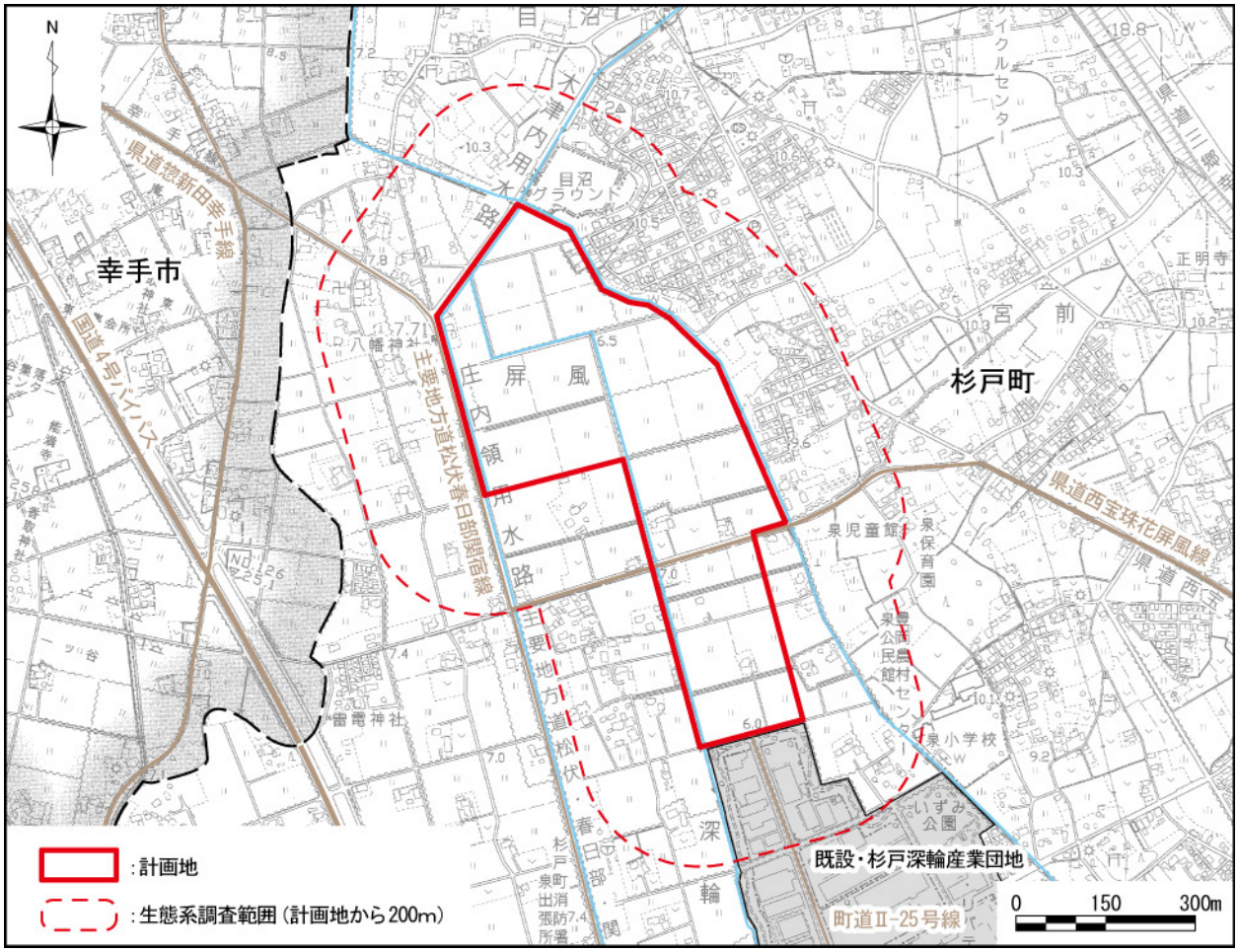

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>工事による影響</td><td>建設機械の稼働、資材運搬等の車両走行、造成等の工事</td><td>地域を特徴づける生態系</td><td>直接的・間接的影響による指標種の生息・生育状況の変化の程度

直接的影響として、造成等の工事、間接的影響として資材運搬等の車両走行、建設機械の稼働

なお、指標種については、地域を特徴づける生態系(水田等)ごとに、普通種を含む確認種等から選定する</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
予測地域全域とする</td><td>工事による影響が最大となる時期とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域を把握し、指標種の存続に関わる環境条件及び生物種の改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により指標種の生息・生育状況の変化、生物種間の関係性の変化を予測する

・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="4">○回避・低減に係る評価
生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた植物・動物・生態系の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働
造成等の工事
資材運搬等の車両の走行</td><td colspan="4">・工事中に発生する騒音や振動、濁水の軽減策について必要に応じて検討する
・保全すべき動物の移動経路の設置について必要に応じて検討する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>存在・供用による影響</td><td>造成地の存在</td><td>地域を特徴づける生態系</td><td>直接的・間接的影響による指標種の生息・生育状況の変化の程度

なお、指標種については、地域を特徴づける生態系（水田等）ごとに、普通種を含む確認種等から選定する</td><td>1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
予測地域全域とする</td><td>工事が完了した時期とする
また、環境保全措置を実施する場合には、一定期間経過した時期とする</td><td>・直接的影響は、事業による改変域を把握し、指標種の存続に関わる環境条件及び生物種の改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により指標種の生息・生育状況の変化、生物種間の関係性の変化を予測する

・間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県環境基本計画等により定められた植物・動物・生態系の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成地の存在</td><td colspan="5">・計画地内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持・管理を図り、植物、動物の生息環境が保たれるよう努める</td></tr>
</table>

5-12 景 観

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">景観</td><td>主要な眺望地点の状況</td><td>現地踏査及び写真撮影による</td><td rowspan="2">１.調査地域
主要な眺望景観に対する影響が想定される地域とし、土地利用、地形等を考慮し設定する

２.調査地点
調査地域のうち、不特定多数の人が利用する眺望地点のうち、地物による遮蔽が少なく、計画地が比較的広範囲で視認できる地点とする</td><td rowspan="2">計画地の主要な土地利用が農耕地であることから、稲の生育期(夏季)と収穫後(冬季)の2季とする</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する

・地形図
・観光情報</td></tr>
<tr><td>主要な眺望 景観の状況</td><td>写真撮影による</td></tr>
</table>

＜調査地点一覧＞

区分	地点	眺望地点	調査項目	選定理由等
眺望地点・眺望景観	①	目沼グラウンド	眺望地点及び眺望景観の状況	計画地の北側に位置する町営運動場であり、不特定多数の人が利用する施設 計画地全体を見渡すことができる
	②	泉児童館		計画地の東側に位置する施設 計画地を見通すことができる
	③	いずみ公園		計画地の南東に位置する杉戸深輪産業団地整備に関連して設置された公園 計画地の一部を見通すことができる
	④	上深輪集会所		計画地の西側に位置する住宅地内にある集会所 計画地全体を間近に見渡すことができる
	⑤	国道4号バイパス沿道歩道橋上		計画地の西側に位置する幹線道路 杉戸深輪産業団地及び計画地周辺の住宅と計画地のほぼ全域を見通すことができる
	⑥	江戸川自転車道		計画地の東～北東、江戸川の右岸に設けられているサイクリングロード 計画地との間の住宅地越しに杉戸深輪産業団地の建物が見え供用時には本事業計画地の施設も視認できると考えられる

＜現地調査計画地点図＞

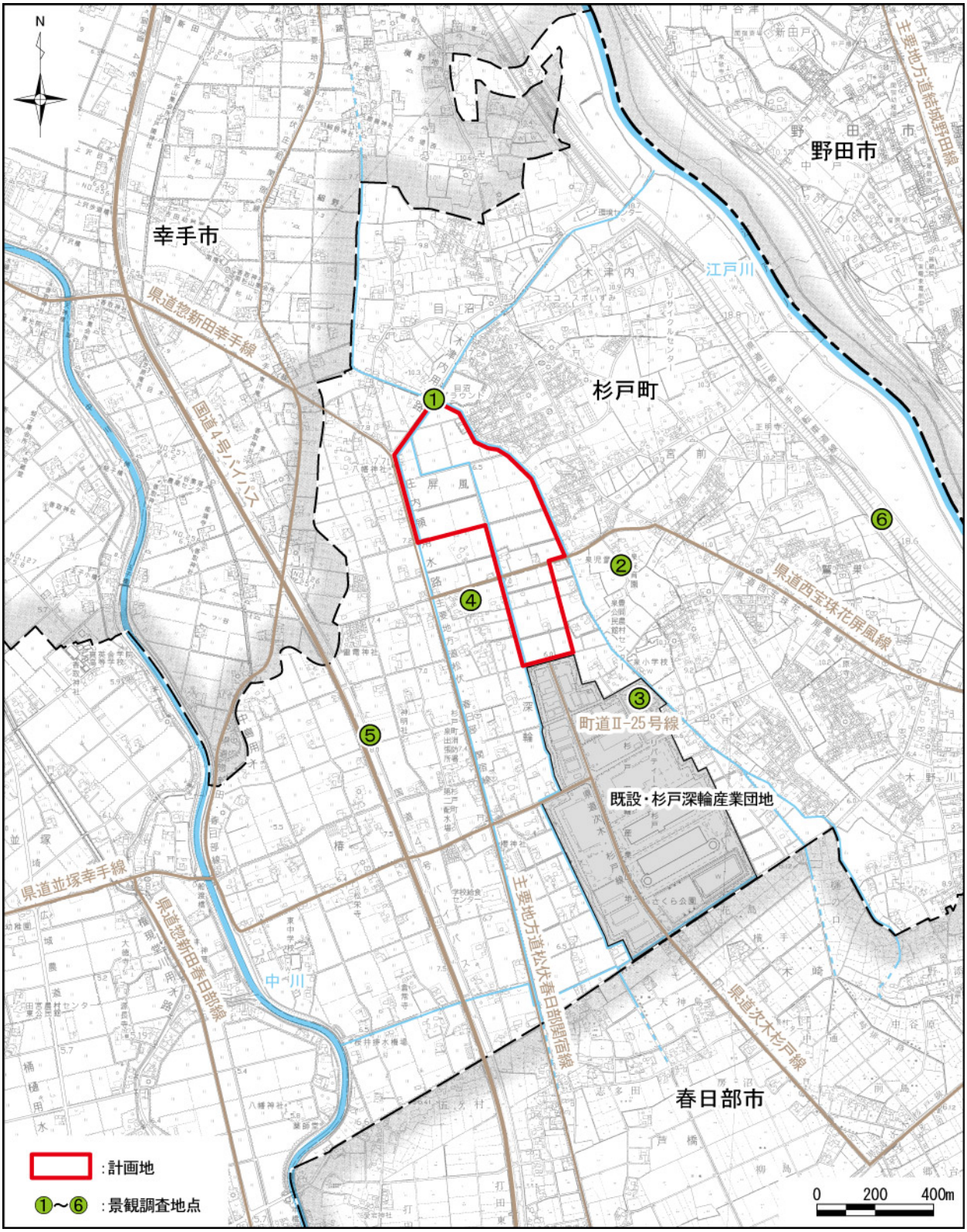
N
幸手市
野田市
杉戸町
春日部市
江戸川
中ノ川
県道惣新田幸手線
国道4号バイパス
県道西宝珠花屏風線
町道Ⅱ-25号線
既設・杉戸深輪産業団地
県道並塚幸手線
県道惣新田春日部線
主要地方道松伏春日部関宿線
県道次木杉戸線
主要地方道越谷野田線
:計画地
①～⑥ :景観調査地点
0 200 400m

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>存在・供用による影響</td><td>造成地の存在、施設の存在</td><td>景観
（主要な眺望）</td><td>主要な眺望地点から計画地を見込む眺望景観の変化の程度</td><td>１.予測地域
調査地域と同様とする

２.予測地点
調査地点と同様とする</td><td>供用後、各進出企業の施設が概ね完成した時期とする</td><td>モンタージュ写真等により将来の眺望の状況を予測した上で、事例の引用又は解析により、印象の変化等について予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
眺望景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第42号）等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成地の存在
施設の存在</td><td colspan="4">・各進出企業の施設に対し、周囲の環境と調和するデザイン、色彩を採用するよう要請する</td></tr>
</table>

5-13 日 照 阻 害

＜調査手法＞

調査内容・項目		現地調査			文献調査
		調査方法	調査地域･調査地点	調査期間等	
日照阻害	日影の影響を生じさせている地形・工作物の状況	現地踏査による	１.調査地域 施設の存在により、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする ２.調査地点 施設の存在により、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする	冬至日又はその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集・整理する ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
	日影の影響を受ける可能性のある住宅、学校、農耕地等土地利用の状況				

＜調査地点一覧＞

区分	対象地	調査項目	選定理由等
日照阻害	調査地域全域	・日影の影響を生じさせている地形・工作物の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、学校、農耕地等土地利用の状況	施設の存在により、日照への影響が及ぶおそれがある範囲であり、住宅、学校、農耕地等が分布する範囲

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>存在・供用による影響</td><td>施設の存在</td><td>日照阻害</td><td>施設の存在により日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化を予測する</td><td>1．予測地域
調査地域と同様とする

2．予測地点
調査地点と同様、日照阻害の影響が想定される地点とする</td><td>供用後、各進出企業の施設が概ね完成した時期でかつ冬至日とする</td><td>時刻別日影図、等時間日影図を作成し、計画地周辺における日影の影響を予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
日影による住宅、農地への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の日照阻害に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）
「埼玉県建築基準法施行条例」（昭和35年8月5日条例第37号）
「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設事務次官通知）
「高架橋等の設置に起因する日陰により生ずる水稲減収の損害に係るてん補基準」（昭和61年3月25日、日本道路公団通達）</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の存在</td><td colspan="4">・各進出企業の施設に対し、建物の高さ及び配置に配慮するよう要請する</td></tr>
</table>

5-14　電 波 障 害

＜調査手法＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">調査内容・項目</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査方法</th><th>調査地域･調査地点</th><th>調査
期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">電波障害</td><td>テレビ電波の送信状況</td><td>（現地調査は実施しない）</td><td rowspan="3">１.調査地域
施設の存在により､テレビ電波受信に影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする

２.調査地点
施設の存在により、テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする</td><td>－</td><td>下記の既存資料を収集整理する
・テレビ電波の送信状況に係る諸元
・住宅等の分布</td></tr>
<tr><td>テレビ電波の受信状況</td><td>電界強度測定車を用いた路上調査による</td><td rowspan="2">年1回</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>テレビ電波の受信実態</td><td>現地踏査（アンテナ等の確認）による</td></tr>
</table>

＜調査地点の検討＞

区分	対象地	調査項目	選定理由等
電波障害	調査地域全域	・テレビ電波の受信状況 ・テレビ電波の受信実態	－

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</td><td rowspan="2">環境要素</td><td colspan="4">予測の手法</td></tr>
<tr><td>予測内容</td><td>予測地域･予測地点</td><td>予測対象時期等</td><td>予測方法</td></tr>
<tr><td>存在・供用による影響</td><td>施設の存在</td><td>電波障害</td><td>電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度を予測する</td><td>1.予測地域
調査地域と同様とする

2.予測地点
調査地点と同様、電波障害の発生が想定される地点とする</td><td>供用後、各進出企業の施設が概ね完成した時期とする</td><td>電波障害（遮蔽障害）について理論式により計算する</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="4">○回避・低減に係る評価
進出企業の施設による電波障害への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の電波障害に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年10月12日建設事務次官通知）</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の存在</td><td colspan="3">・各進出企業の施設に対し、建物の高さ及び配置に配慮するよう要請する</td></tr>
</table>

5-15 廃 棄 物 等

＜調査手法＞

廃棄物等については、現状調査は行わない。

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事による影響</td><td rowspan="2">造成等の工事</td><td>廃棄物</td><td>建設工事に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する</td><td rowspan="2">1.予測地域
計画地とする

2.予測地点
予測地域は、計画地全域とする</td><td rowspan="2">工事期間全体とする</td><td>工事中の建設廃材、伐採木等の廃棄物の種類ごとの発生量について事業計画及び事例の引用・解析により予測する</td></tr>
<tr><td>残土</td><td>建設工事に伴う残土の発生量及び計画地内での再利用等抑制策による削減状況について予測する</td><td>残土の発生量、処分方法及び残土中の有害物質の有無について、事業計画及び事例の引用・解析により予測する</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
廃棄物及び残土の発生抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
廃棄物に係る計画等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>造成等の工事</td><td colspan="4">・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する
・工事中における残土は、再利用等の促進を図る</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用による影響</td><td rowspan="2">施設の稼働</td><td>廃棄物</td><td>事業活動に伴う廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する</td><td rowspan="2">1．予測地域
計画地とする

2．予測地点
予測地域は、計画地全域とする</td><td rowspan="2">供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td>事業活動及び人の利用に伴う廃棄物の種類ごとの発生量について、事業計画及び事例の引用･解析により予測する</td></tr>
<tr><td>雨水･処理水</td><td>進出企業における雨水の有効利用の可能性について予測する</td><td>雨水の有効利用の可能性については、進出企業の業種等に基づき類推する</td></tr>
<tr><td colspan="6">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="4">○回避・低減に係る評価
廃棄物及び残土の発生抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
廃棄物に係る計画等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働</td><td colspan="4">・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、各進出企業に対し排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるよう指導する
・各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導・要請する</td></tr>
</table>

5-16 温室効果ガス等

＜調査手法＞

温室効果ガス等については、現状調査は行わない。

＜予測及び評価の手法　－工事による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td>工事による影響</td><td>建設機械の稼働、資材運搬等の車両走行、造成等の工事</td><td>温室効果ガス</td><td>温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量について予測する</td><td>1．予測地域
計画地とする

2．予測地点
予測地域は、計画地全域とする</td><td>工事期間全体とする</td><td>工種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成21年2月、埼玉県）の目標</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">環境保全に関する配慮方針</td><td>建設機械の稼働</td><td colspan="4">・建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するように努める
・計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける
・建設機械のアイドリングストップの励行を指導する
・建設機械の不必要な空吹かしは行わないよう指導する
・建設機械の整備、点検を適切に実施する</td></tr>
<tr><td>資材運搬等の車両の走行</td><td colspan="4">・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める
・資材運搬等の車両のアイドリングストップの励行を指導する
・資材運搬等の車両の不必要な空吹かしは行わないよう指導する
・資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する</td></tr>
</table>

＜予測及び評価の手法　－存在・供用時による影響＞

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域･予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">存在・供用時による影響</td><td>施設の稼働</td><td rowspan="2">温室効果ガス</td><td rowspan="2">温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量について予測する</td><td rowspan="2">１.予測地域
計画地とする

２.予測地点
予測地域は、計画地全域とする</td><td rowspan="2">供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする</td><td rowspan="2">進出企業の業種を想定し、業種ごとの温室効果ガス排出量を算定する方法とする</td></tr>
<tr><td>自動車交通の発生</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする
「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成21年2月、埼玉県）の目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境保全に関する配慮方針</td><td>施設の稼働
自動車交通の発生</td><td colspan="4">・各進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の削減等に努めるよう指導する
・計画地内に緑地等を配置するとともに、各進出企業に対しても積極的な緑化を促し、温室効果ガスの吸収源の増加に努める
・計画地内の区画道路の街路照明等にLED照明の導入を検討する
・計画地周囲に緩衝緑地帯を設け、二酸化炭素の吸収量の増加を促進する</td></tr>
</table>